

令和4年執行

参議院議員選挙  
執行計画

令和4年4月

 東京都選挙管理委員会

令和4年7月25日任期満了の参議院議員選挙を管理執行するため、本計画を策定する。

この選挙の執行に当たっては、公職選挙法をはじめ関係法令等で定める諸手続及び内容を関係者に徹底し、管理執行に万全を期することとする。

なお、各区市町村選挙管理委員会におかれては、本執行計画を踏まえ、詳細についての計画を定め、適正な管理執行に努められたい。

令和4年4月26日

東京都選挙管理委員会

委員長 澤野 正明

本選挙の日程は現在のところ未定であるが、選挙準備を進めるに当たり選挙期日等を想定することが必要であるため、本執行計画においては6月22日を公示日、7月10日を選挙期日と想定している。結果として異なる日程となった場合は、本執行計画の日程を順次読み替えて適用することとする。

## 目 次

I	選挙期日及び選挙すべき議員の数	1
II	執行要領	1
III	啓発事業	10
IV	速報体制	12

	[参考資料] 参議院議員選挙執行一覧	16
--	--------------------	----

## I 選挙期日及び選挙すべき議員の数

### 1 選挙期日

- (1) 公示日 令和4年6月22日（水）
- (2) 選挙期日（投票日） 令和4年7月10日（日）

### 2 選挙すべき議員の数

参議院（東京都選出）議員選挙 6人

（参考）今回の選挙で選挙すべき議員の数（全国）

選挙区選出	74人（定数	148人	※）
比例代表選出	50人（定数	100人	※）
計	124人（定数	248人	※）

※は平成30年法改正による定数

## II 執行要領

### 1 選挙の名称

- (1) 総称する場合 参議院議員選挙
- (2) 選出別に呼称する場合 参議院（東京都選出）議員選挙  
参議院（比例代表選出）議員選挙

### 2 選挙長、選挙分会長及び同職務代理者

- (1) 参議院（東京都選出）議員選挙

選挙長	<small>さわの</small> 澤野	<small>まさあき</small> 正明	（東京都選挙管理委員会委員長）
同職務代理者	<small>のむら</small> 野村	<small>ありのぶ</small> 有信	（東京都選挙管理委員会委員長職務代理）

- (2) 参議院（比例代表選出）議員選挙

選挙分会長	<small>さわの</small> 澤野	<small>まさあき</small> 正明	（東京都選挙管理委員会委員長）
同職務代理者	<small>のむら</small> 野村	<small>ありのぶ</small> 有信	（東京都選挙管理委員会委員長職務代理）

### 3 立候補受付

#### 参議院（東京都選出）議員選挙

(1) 受付日時

令和4年6月22日（水）（公示日）

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

東京都庁第一本庁舎北側25階103・104会議室

（新宿区西新宿二丁目8番1号、以下同じ）

(3) 届出順位の決定

午前8時30分までに受付場所に到着した候補者等が2人以上いる場合は、くじにより届出順位を決定する。それ以後は受付順とする。

(4) 事前審査

届出受付事務を円滑に行うため、立候補予定者に対し個別に届出関係書類を交付し、次の期間に事前審査を行う。

ア 期 間

令和4年6月8日（水）から10日（金）までの3日間

イ 時 間

午前9時から午後5時まで

ウ 場 所

東京都庁第一本庁舎北側25階105会議室

（新宿区西新宿二丁目8番1号、以下同じ）

(5) 候補者等が選挙長又は東京都選挙管理委員会にする届出、申請等受付場所

ア 公 示 日

立候補届出受付場所

東京都庁第一本庁舎北側25階104会議室

イ 翌日以降

東京都選挙管理委員会事務局

（新宿区西新宿二丁目8番1号、以下同じ）

(6) 政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所

ア 公 示 日

東京都庁第一本庁舎北側25階105会議室

イ 翌日以降

東京都選挙管理委員会事務局

#### 4 選挙人名簿への登録

- (1) 基準日 令和4年6月21日(火)  
ただし、年齢については令和4年7月10日(選挙期日)現在による。
- (2) 登録日 令和4年6月21日(火)

(参考)

今回新たに登録される者

年齢 平成16年(2004年)7月11日以前に出生した者

住所

- ① 令和4年3月21日までに住民基本台帳法に基づく転入の届出をし、引き続き当該区市町村に住所を有する者(新住所地で登録)
- ② 住所を移した者のうち、旧住所地の区市町村において、住民票が作成された日から引き続き3か月以上住民基本台帳に記録されていた者であって、転出日後4か月を経過しない者(旧住所地で登録)

#### 5 候補者の選挙運動費用支出制限額

参議院(東京都選出)議員選挙 制限額 5,925万円(推定)

根拠法令 公職選挙法第194条第1項第2号・第2項

公職選挙法施行令第127条

(参考) 固定額 2,370万円

※ 人数割額 3,555万円

---

計 5,925万円

※ 人数割額(選挙人名簿登録者数÷6×20円)は、固定額の1.5倍をもって上限となる。

## 6 表示物等の色

### 参議院（東京都選出）議員選挙

文字等の色は、**濃い黄色**（選挙事務所用標札は黒）とする。

- 選挙事務所用標札（3枚）
- 自動車（船舶）用表示物（1枚）
- 拡声機用表示物（1枚）
- 乗車（乗船）用腕章（4枚）
- 個人演説会立札看板用表示物（5枚）
- 街頭演説用標旗（1枚）
- 街頭演説従事者用腕章（11枚）

## 7 ポスター掲示場の設置

### (1) 設置数（推定）

14,266か所（投票区ごとに5～10か所設置する）

### (2) 設置時期

公示日当日から候補者がポスターを掲示できるように、あらかじめ設置しておく。

## 8 政見放送及び経歴放送

### 参議院（東京都選出）議員選挙

### (1) 申込期限

令和4年6月22日（水）（公示日）

### (2) 申込場所

東京都庁第一本庁舎北側25階105会議室

事前申込みは日本放送協会（以下、NHK）及び日本テレビ放送網株式会社（以下、日本テレビ）、株式会社TBSラジオ（以下、TBSラジオ）の指定する場所

### (3) 放送回数等

#### ア 政見放送（同時に経歴放送を実施）

テレビ 3回（NHK 2回、日本テレビ 1回）

ラジオ 5回（NHK 2回、TBSラジオ 3回）

（参考）政見放送の申込みがない候補者においては、経歴放送のみ行う。

#### イ 経歴放送（単独で放送）

前記以外にNHKで4回（テレビ1回、ラジオ3回）

### (4) 放送時間

ア 政見放送 1回につき5分30秒以内

イ 経歴放送 1回につき30秒以内

(5) 放送日時及び放送順序

ア 日 時 NHK、日本テレビ、TBSラジオの定めるところによる。

イ 順 序 東京都選挙管理委員会がくじで定める。

ウ くじの日時及び場所 令和4年6月22日（水）午後7時  
東京都選挙管理委員会事務局

9 名簿届出政党等名称等掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所

参議院（比例代表選出）議員選挙

(1) 日 時 令和4年6月22日（水）午後6時から

(2) 場 所 東京都選挙管理委員会事務局

10 選挙公報の発行

(1) 参議院（東京都選出）議員選挙

ア 掲載申請期限

令和4年6月23日（木）午後5時

イ 申請受付場所

(ア) 令和4年6月22日（水） 東京都庁第一本庁舎北側25階104会議室

(イ) 令和4年6月23日（木） 東京都選挙管理委員会事務局

ウ 掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所

(ア) 日 時 令和4年6月23日（木）午後6時から

(イ) 場 所 東京都選挙管理委員会事務局

エ 配布方法

令和4年7月8日（金）までに各区市町村選挙管理委員会を通じて各世帯に配布する。

(2) 参議院（比例代表選出）議員選挙

ア 掲載文の写しの受領

中央選挙管理会が、掲載申請締切日（6月23日）後に作成する「掲載文の写し」を受領する。

イ 掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所

(ア) 日 時 令和4年6月24日（金）午後6時から

(イ) 場 所 東京都選挙管理委員会事務局

ウ 配布方法

令和4年7月8日（金）までに各区市町村選挙管理委員会を通じて各世帯に配布する。

## 11 投票用紙の様式等

### (1) 様式

	参議院(東京都選出)議員選挙	参議院(比例代表選出)議員選挙
大 き さ	縦 128 mm×横 80 mm (点字用は縦 140 mm×横 80 mm)	
体 裁	片面印刷	
用 紙 の 色	薄い黄色	白色
文字等の色	黒色	
委員会の印	黒色 (刷り込み式)	
用紙の表題	第二十六回 参議院 選挙区選出議員選挙投票	第二十六回 参議院 比例代表選出議員選挙投票
点字の表示	サンギインセンキョク	サンギインヒレイダイヒョー

### (2) 投票の順序等

投票の順序については、参議院（東京都選出）議員選挙の投票を先とし、参議院（比例代表選出）議員選挙の投票を後に行う。

投票用紙は、投票の順序に従い別々に交付する。

## 12 投票日時等

### (1) 投票日及び投票時間

令和4年7月10日（日）午前7時から午後8時まで

### (2) 期日前投票及び不在者投票申請受付の期間

令和4年6月23日（木）から7月9日（土）まで

※ 郵便等投票による不在者投票の申請受付は7月6日（水）まで

### (3) 繰上投票を行う投票区及び投票日

ア 投票区 小笠原村第二投票区（母島）

イ 投票日 令和4年7月9日（土）

### (4) 投票所閉鎖時間の繰り上げを行う投票区

ア 檜原村

① 投票区 村内全8投票区

② 投票時間 午前7時から午後6時まで（2時間繰り上げ）

イ 奥多摩町

① 投票区 町内全10投票区

② 投票時間 午前7時から午後6時まで（2時間繰り上げ）

ウ 新島村

- ① 投票区 村内全3投票区
- ② 投票時間 午前7時から午後6時まで（2時間繰り上げ）

エ 三宅村

- ① 投票区 村内全5投票区
- ② 投票時間 午前7時から午後6時まで（2時間繰り上げ）

オ 御蔵島村

- ① 投票区 村内全1投票区
- ② 投票時間 午前7時から午後7時まで（1時間繰り上げ）

(5) 投票所及び期日前投票所の場所

各区市町村選挙管理委員会の定める場所

### 13 開票日時等

(1) 日 時

令和4年7月10日（日）午後9時までに開始する。

(2) 場 所

各区市町村選挙管理委員会の定める場所

### 14 選挙会及び選挙分会等

(1) 選挙立会人及び選挙分会立会人

ア 届出期限及び届出先

- (ア) 期 限 令和4年7月7日（木）午後5時
- (イ) 届 出 先 参議院（東京都選出）議員選挙選挙長  
参議院（比例代表選出）議員選挙選挙分会長

イ 選挙立会人等の選任のくじを行う日時及び場所（法定上限数を超える場合）

- (ア) 日 時 令和4年7月8日（金）午前10時
- (イ) 場 所 東京都選挙管理委員会事務局

(2) 参議院（東京都選出）議員選挙

ア 選挙会の日時及び場所

- (ア) 日 時 令和4年7月12日（火）午後2時
- (イ) 場 所 東京都選挙管理委員会室  
（新宿区西新宿二丁目8番1号、以下同じ）

イ 当選人への告知及び当選人の告示

令和4年7月13日（水）

ウ 当選証書の付与

(ア) 日 時 令和4年7月13日(水) 午前10時

(イ) 場 所 東京都庁第一本庁舎5階レセプションホール

(3) 参議院(比例代表選出)議員選挙

ア 選挙分会の日時及び場所

(ア) 日 時 令和4年7月12日(火) 午後2時30分

(イ) 場 所 東京都選挙管理委員会室

選挙分会終了後、参議院(比例代表選出)議員選挙選挙長へ結果報告を行う。

## 15 告示の方法

東京都公報又は東京都庁本庁舎掲示板に掲示することにより行う。

## 16 選挙の規模

	今回	前回(令和元年7月21日)
選挙人名簿登録者数	11,550,000人(推定)	11,463,648人
在外選挙人名簿登録者数	24,500人(推定)	25,246人
投票区数	1,869か所(予定)	1,869か所
開票区数	62か所	62か所
ポスター掲示場数	14,266か所(予定)	14,241か所
期日前投票所数	315か所(予定)	301か所

## 17 主要事務日程

別表1「参議院議員選挙主要事務日程」のとおり

公示日を6月22日、選挙期日を7月10日と想定

別表1「参議院議員選挙主要事務日程」

月日(曜日)			参議院(東京都選出) 議員選挙	参議院(比例代表選出) 議員選挙
6月8日		期日前 32	立候補届出書類事前審査開始(～10日)	
〃	〃	〃		
6月21日	火	19	選挙人名簿登録基準日・登録日	
6月22日	水	18	<b>選挙期日の公示・諸告示</b>	
			立候補届出受付 推薦団体確認申請受付 政見放送順序決定のくじ	(名簿届出受付) (政治団体確認申請受付) 政党名称等掲載順序のくじ
6月23日	木	17	期日前投票・不在者投票開始	
			選挙公報掲載申請期限 選挙公報掲載順序のくじ	(選挙公報掲載申請期限)
6月24日	金	16	個人演説会(公営施設利用)開始	
				選挙公報掲載順序のくじ
〃	〃	〃		
6月27日	月	13	選挙公報配布開始(予定)	
〃	〃	〃		
7月6日	水	4	郵便等による不在者投票の投票用紙等請求期限	
7月7日	木	3	選挙立会人届出期限	
7月8日	金	2	選挙公報配布期限	
7月9日	土	1	期日前投票・不在者投票の期限	
			小笠原村第二投票区(母島)繰上投票	
<b>7月10日</b>	日	<b>0</b>	<b>投・開票日</b>	
7月11日	月	期日後 1		
7月12日	火	2	選挙会	選挙分会
7月13日	水	3	当選人告示	
			当選人への当選証書付与	
〃	〃	〃		
7月25日	月	15	収支報告書提出期限	(収支報告書提出期限)
〃	〃	〃		
8月9日	火	30	選挙の効力に関する訴訟提起期限(選挙期日から30日)	
〃	〃	〃		
8月12日	金	33	当選の効力に関する訴訟提起期限 (当選人告示日から30日)	

※参院選(比例代表選出)議員選挙欄の( )は中央選挙管理会が実施

### Ⅲ 啓発事業

総務省及び区市町村選挙管理委員会と連携しながら、有権者の参議院議員選挙への関心を高めるとともに、投票日の周知及び投票参加の呼びかけを行う。

	事業	概要	実施予定
1	インターネットホームページ等による情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特設ホームページによる投票日の周知、投票参加の呼びかけ並びに情報提供</li> <li>・ 選挙公報データの掲載</li> <li>・ 候補者、政党等の情報の多様な形態による提供（読み上げソフト対応データ、選挙公報音声データ掲載等）</li> <li>・ 投票所における新型コロナウイルス感染症対策に関する情報提供</li> <li>・ 特例郵便等投票制度の周知</li> </ul>	6月下旬 ～7月10日
2	公式Twitter	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投票日の周知及びホームページへの誘導を図る</li> </ul>	6月下旬 ～7月10日
3	デジタル環境を活かした周知施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スマートフォンアプリへの広告掲載</li> <li>・ 動画配信サイトにおけるインストリーム広告</li> <li>・ 動画からWebコンテンツ及びホームページへの誘導を図る</li> </ul>	6月下旬 ～7月10日
4	啓発資材の作成・配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 啓発資材を作成し、東京都及び区市町村にて配布</li> </ul>	6月下旬 ～7月10日
5	懸垂幕・横断幕の掲出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都民広場等に掲出</li> </ul>	6月下旬 ～7月10日
6	ポスターの掲示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京都及び区市町村庁舎等に掲示</li> <li>・ 都内教育機関に配布</li> </ul>	6月下旬 ～7月10日

7	広告媒体への掲出	<ul style="list-style-type: none"> <li>都内鉄道駅及び車内における動画による交通広告</li> </ul>	6月下旬 ～7月10日
8	データ放送	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚障害者等向けに、選挙に関する情報をデータ放送によりテレビ画面及びWebサイトに表示</li> </ul>	6月下旬 ～7月10日
9	選挙公報点字版・音声版「選挙のお知らせ」の配布等	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙公報点字版・音声版の「選挙のお知らせ」を作成配布</li> <li>音声版は特設ホームページにも掲載</li> <li>投票方法を記載した、総務省作成の点字パンフレット及び音声CDを配布</li> </ul>	6月下旬 ～7月10日
10	区市町村選挙管理委員会による啓発等	<ul style="list-style-type: none"> <li>明るい選挙推進協議会や明るい選挙推進委員の協力を得て、街頭啓発等を実施</li> <li>地域における各種チャンネル（町内会、各種会合、出張所への掲示等）を有効活用</li> <li>防災無線や広報車での放送による投票参加の呼びかけ</li> <li>区市町村の状況に応じた取組の実施</li> </ul>	6月下旬 ～7月10日
11	コンビニエンスストアレジ画面広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県選挙管理委員会連合会が実施する施策に参加</li> <li>都内約3,600店舗のレジ画面に総務省提供のポスター画像を掲出</li> </ul>	6月下旬 ～7月10日
12	世論調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>参議院議員選挙に対する意識・関心や投票行動、啓発媒体との接触状況等を調査し、選挙の管理執行や選挙啓発の参考資料とする。</li> </ul>	7月以降
13	年代別投票行動調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>参議院議員選挙における年代別投票率を調査・集計し、選挙事務の参考資料とする。</li> </ul>	7月以降

※上記事業については、変更する場合もあり得る。

## IV 速報体制

### 1 立候補状況速報

- (1) 事前情報資料の提供
- ・届出書類事前審査終了者名簿を報道機関へ提供する。
- (2) 立候補届出状況資料の提供
- ・公示日に立候補届出状況資料を報道機関へ提供する。

### 2 投票速報

時間別投票状況発表事項一覧																
現在時	7時	9時	10時	11時	12時	14時	15時	16時	17時	18時	19時30分	20時	22時15分	23時15分	～	確定時
発表事項	▽投票開始△	推定投票率	推定投票率	推定投票率	推定投票率及び中間投票状況	推定投票率	推定投票率及び中間投票状況	推定投票率	推定投票率	推定投票率及び中間投票状況	推定投票率	▼投票終了▲	確定投票状況	確定投票状況	～	全区市町村確定投票結果

#### (1) 参議院（東京都選出）議員選挙

##### ア 推定投票率

- ・10区市を抽出し、それらの投票率を平均して推定投票率を算出し、次のとおり発表する。

##### (ア) 発表時刻

- ・各現在時（9時、10時、11時、12時、14時、15時、16時、17時、18時、19時30分）から概ね20分後

##### (イ) 発表事項

- ・推定投票率（男、女、平均）、前回推定投票率（平均）（12時、15時、18時は前回推定投票率及び前回投票率を発表）

イ 中間投票状況

- ・全区市町村の投票状況を次のとおり発表する。

(ア) 発表時刻

- ・各現在時（12時、15時、18時）から概ね50分後

(イ) 発表事項

- ・当日有権者数（7時現在）、投票者数（男、女、計）、投票率（男、女、平均）、前回投票率（男、女、平均）

(ウ) 発表単位

- ・都計、区部計、市部計、西多摩郡計、島部計、支庁別、区市町村別

ウ 確定投票状況

- ・全区市町村の確定投票状況を次のとおり発表する。

(ア) 発表時刻

- ・20時現在の確定投票状況を22時15分から60分おきに全区市町村が確定するまで

(イ) 発表事項

- ・当日有権者数（20時現在）、投票者数（男、女、計）、棄権者数（男、女、計）、投票率（男、女、平均）、前回投票率（男、女、平均）

(ウ) 発表単位

- ・中間投票状況に同じ

(2) 参議院（比例代表選出）議員選挙（確定投票状況のみ発表）

- ・全区市町村の確定投票状況を次のとおり発表する。

ア 発表時刻

- ・全区市町村確定時から概ね50分後

イ 発表事項

- ・参議院（東京都選出）議員選挙に同じ

ウ 発表単位

- ・参議院（東京都選出）議員選挙に同じ

### 3 開票速報

時間別開票状況発表事項一覧												
現在時	～	21時	21時30分	22時	22時30分	23時	23時15分	23時30分	0時	～	確定時	
発表事項	▽開票開始△	～	開票開始	中間開票状況	中間開票状況	中間開票状況	中間開票状況	(比例) 中間開票状況	中間開票状況	中間開票状況	～	確定開票結果

#### (1) 参議院（東京都選出）議員選挙

##### ア 中間開票状況

- ・全区市町村が確定するまで次のとおり発表する。

##### (ア) 発表時刻

- ・現在時（21時30分から30分おきに）から概ね20分後

##### (イ) 発表事項

- ・各候補者の得票数（届出順）、得票合計、残票数、開票率

##### (ウ) 発表単位

- ・都計、区部計、市部計、西多摩郡計、島部計、支庁別、区市町村別

##### イ 確定開票結果

- ・全区市町村の確定開票結果を次のとおり発表する。

##### (ア) 発表時刻

- ・全区市町村確定から概ね50分後

##### (イ) 発表事項

A 各候補者の得票数（届出順）、得票合計

B 開票結果内訳（得票総数、按分切捨票、属さない票数、有効投票数、無効投票数、投票総数、持ち帰り票、不受理票、投票者数、無効投票率）

C 党派別得票率

##### (ウ) 発表単位

- ・中間開票状況に同じ

#### (2) 参議院（比例代表選出）議員選挙

##### ア 中間開票状況

・全区市町村が確定するまで次のとおり発表する。

(ア) 発表時刻

・各現在時（23時15分から60分おきに）から概ね20分後

(イ) 発表様式・発表事項

A 政党等別名簿登載者別得票総数一覧

・確定報告のあった区市町村の名簿登載者別得票数

B 政党等別得票総数（開票区別一覧）

・確定報告のあった区市町村の政党等得票総数、名簿登載者得票総数及びその合計

(ウ) 発表単位

A 政党等別名簿登載者別得票総数一覧

・確定報告のあった区市町村の政党等別、名簿登載者別

B 政党等別得票総数（開票区別一覧）

・確定報告のあった区市町村の都計、区部計、市部計、西多摩郡計、島部計、支庁別、区市町村別、政党等別

イ 確定開票結果

・全区市町村の確定開票結果を次のとおり発表する。

(ア) 発表時刻

・全区市町村確定から概ね50分後

(イ) 発表様式・発表事項

A 政党等別名簿登載者別得票総数一覧

・確定報告のあった区市町村の名簿登載者別得票数

B 政党等別得票総数（開票区別一覧）

・確定報告のあった区市町村の政党等得票総数、名簿登載者得票総数及びその合計

C 政党等別名簿登載者（特定枠）投票総数一覧

・確定報告のあった区市町村の名簿登載者（特定枠）投票数

D 開票結果内訳

・得票総数、按分切捨票、属さない票数、有効投票数、無効投票数、投票総数、持ち帰り票、不受理票、投票者数、無効投票率

(ウ) 発表単位

・上記(イ)A、Bは中間開票状況に同じ

・上記(イ)Cは、政党等別、名簿登載者（特定枠）別

・上記(イ)Dは都計、区部計、市部計、西多摩郡計、島部計、支庁別、区市町村別

[参考資料] 参議院議員選挙執行一覧

回数	選挙執行年月日 (曜日)	天候 (最高気温)	公示日	候補者数	当日有権者数	投票率(%)
1	昭22.4.20 (日)	曇のち雨	昭22.3.31	25 (1)	2,642,594	52.69
2	昭25.6.4 (日)	雨時々曇	昭25.5.4	17 (1)	3,375,587	54.67
3	昭28.4.24 (金)	晴	昭28.3.24	14 (3)	4,003,987	44.82
4	昭31.7.8 (日)	晴	昭31.6.12	17 (3)	4,536,605	48.96
5	昭34.6.2 (火)	曇一時俄雨	昭34.5.7	23 (4)	5,195,370	49.39
6	昭37.7.1 (日)	雨のち曇 (26.4)	昭37.6.7	24 (1)	5,922,100	61.96
7	昭40.7.4 (日)	曇 (24.2)	昭40.6.10	39 (2)	6,671,370	61.06
8	昭43.7.7 (日)	晴 (28.3)	昭43.6.13	24 (1)	7,835,598	62.64
9	昭46.6.27 (日)	曇一時雨 (25.3)	昭46.6.4	16 (2)	8,030,337	56.48
10	昭49.7.7 (日)	雨のち曇 (22.9)	昭49.6.14	20 (2)	8,100,219	68.58
11	昭52.7.10 (日)	晴 (28.0)	昭52.6.17	18 (2)	8,149,556	64.02
12	昭55.6.22 (日)	晴 (25.3)	昭55.5.30	11 (0)	8,206,811	67.47
13	昭58.6.26 (日)	曇 (21.9)	昭58.6.3	34 (6)	8,416,093	51.86
14	昭61.7.6 (日)	曇 (28.5)	昭61.6.18	50 (10)	8,727,389	61.07
15	平元7.23 (日)	晴 (31.0)	平元7.5	43 (11)	8,991,056	57.95
16	平4.7.26 (日)	晴時々曇 (31.9)	平4.7.8	52 (11)	9,228,296	46.58
17	平7.7.23 (日)	曇時々晴 (32.5)	平7.7.6	72 (13)	9,419,153	42.34
18	平10.7.12 (日)	曇 (24.0)	平10.6.25	23 (7)	9,581,207	57.85
19	平13.7.29 (日)	晴時々曇 (28.7)	平13.7.12	15 (3)	9,867,813	53.27
20	平16.7.11 (日)	曇時々晴 (33.1)	平16.6.24	11 (1)	10,113,424	56.08
21	平19.7.29 (日)	曇後一時雨、雷 (31.6)	平19.7.12	20 (5)	10,437,556	57.87
22	平22.7.11 (日)	曇後雨 (28.9)	平22.6.24	24 (6)	10,620,508	58.70
23	平25.7.21 (日)	曇一時晴 (29.0)	平25.7.4	20 (6)	10,777,333	53.51
24	平28.7.10 (日)	薄曇 (31.3)	平28.6.22	31 (7)	11,157,991	57.50
25	令元.7.21 (日)	曇一時雨 (28.2)	令元.7.4	20 (6)	11,396,789	51.77

候補者数の( )内数字は女性の数(内数)

注)平成18年法律第62号(第62号改正法:平成18年6月14日公布)により、在外選挙制度の対象拡大。

注)平成27年法律第43号(第43号改正法:平成27年6月19日公布)により、選挙権年齢を18歳に引き下げ。

令和4年執行

令和4年度  
登録第4号

## 参議院議員選挙 執行計画

令和4年4月発行

編集・発行：東京都選挙管理委員会事務局選挙課  
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
電話03-5320-6911（直通）

印 刷：東洋オフセット株式会社  
東京都中央区新富二丁目10番4号  
電話03-3206-8791（代）

表紙 **リサイクル適性(B)**  
この印刷物は、板紙へ  
リサイクルできます。

本文 **リサイクル適性(A)**  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。